

令和8年6月5日
高松地方検察庁

高松地方検察庁は、平成22年5月から、下記のとおり、司法記者クラブに所属していない一定の記者の方についても、参加を認める定例記者会見等を開催しています。

記

1 記者会見等の開催

(1) 定例記者会見

週に1回程度(原則として同一の曜日の同一時間帯)、定例の記者会見を開催します。

(2) 臨時記者会見

重大事件の着手・起訴・判決等があった際、必要に応じて、臨時記者会見を開催します。

なお、記者会見を行わない場合でも、発表案件の概要等を記載した公表ペーパーを配付することもあります。

2 参加対象者

記者会見等には、司法記者クラブ所属の記者において参加できるほか、下記会員社①ないし⑥に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者で事前に登録手続をした者において参加できることとします。

① 日本新聞協会会員社

② 日本専門新聞協会会員社

③ 日本地方新聞協会会員社

④ 日本民間放送連盟会員社

⑤ 日本雑誌協会会員社

⑥ 日本インターネット報道協会会員社

⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

⑧ 以上のほか、上記①ないし⑦に該当しない記者で、上記①ないし⑥の会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

3 記者会見等の開催要領及び事前登録手続

記者会見等の開催要領等の詳細は、事前登録手続終了後、別途お知らせします。